

免除保険料の見直しに関する省令改正(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
		法令通知	資産運用	会計基準	その他
内容		財政運営			

ご参考にDBのお客様にも送付させていただきます。

ポイント

今般、免除保険料の算定の基礎となる代行保険料率に関する省令改正が行われましたのでご案内致します。
〔本内容はすでにご案内済の内容(ニュースNo.165、171)と変更ありません。〕

- 免除保険料の基礎となる代行保険料率の予定利率を4.1%に変更(現行:3.2%)¹
- 4.1%で算定した過去期間代行給付現価 > 最低責任準備金の場合、新基準の代行保険料率と変更前の代行保険料率を丈比べして、高い方を適用²
- 次回厚年本体の財政検証までの5年間の特例措置³

- 1 代行保険料率の計算前提は、厚生年金本体の財政見通しの諸前提の見直しに伴い改正されるものです。
- 2 今回の特例措置により、ほとんどの基金で現行免除保険料率が維持されるものと思われます。
- 3 今回の特例措置は、新しい諸前提で算定した場合、基金の掛金収入の減少が見込まれるため、現下の市場環境の悪化等による基金財政への配慮により設けられたものです。

～尚、今回のご案内は省令改正に関するものですが、政令についても同様の改正が予定されており、現在意見募集中(意見募集期間9/7～10/7)です。

以上